

水道の料金体系の現状と 料金体系(案)について

令和7年7月
白岡市上下水道部

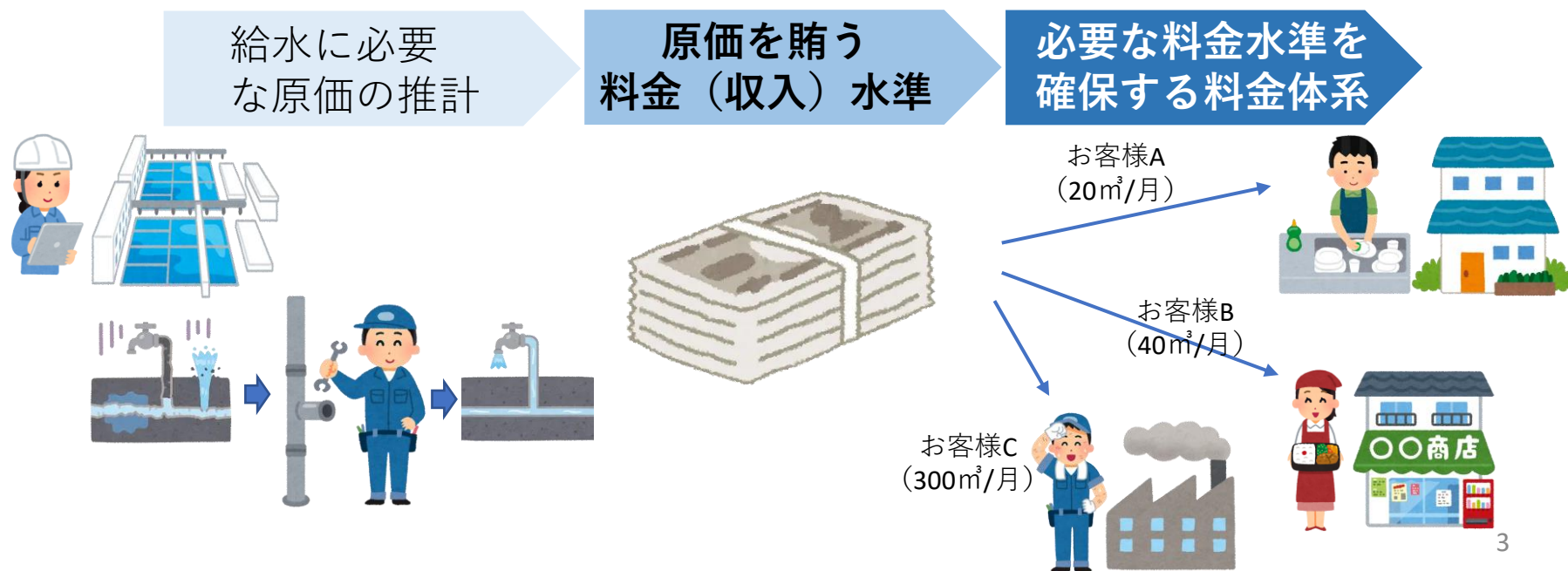
前回審議会における主なご意見について

- 独立採算が経営原則の水道事業において、今後の施設の老朽化や人口減少を鑑みると、今回の料金改定はやむを得ない。
- 次回改定案や段階的改定案も含めて検討した結果、本審議会としての水道料金の改定水準は、B案(14.5%)とする。
- 物価高騰の中での水道料金改定に対する市民生活への配慮については、答申における付帯意見とする。

1.料金体系とは

- 料金体系とは、原価を賄うのに必要な料金（収入）を確保するための個別の利用者に対する負担方法のこと。
- 料金体系で最も多いのは、固定額である基本料金と使用料に応じた従量料金を組み合わせる2部料金制となる。
- 白岡市の料金体系も2部料金制を採用している。

料金水準と料金体系の関係のイメージ



2.白岡市の料金体系

- 白岡市の料金体系は、基本料金については、口径別料金体系を採用している(水の使用能力に応じた基本料金)。
- 超過料金(従量料金)については、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増型の料金体系を採用している(原価の増加に対応するとともに節水を促す)。

白岡市の水道料金体系(税抜)

基本料金

口径 (mm)	基本料金 (円) (1月につき)	基本水量 (m ³)
13	1,090	8
20	1,920	8
25	2,530	0
30	3,850	0
40	6,970	0
50	12,430	0
75	33,900	0
100	59,050	0

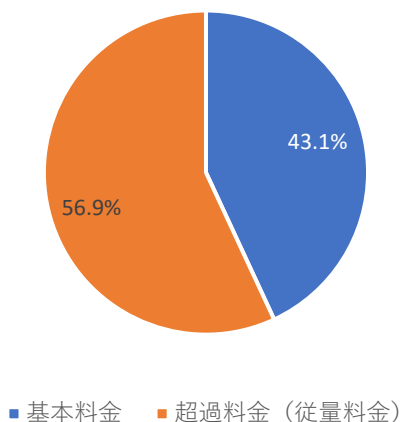
超過料金(従量料金)

水量区画	口径13・ 20mm (円/m ³)	口径25mm 以上 (円/m ³)
～8m ³	0	140
9～20m ³	120	140
21～35m ³	140	140
36～50m ³	160	160
51～100m ³	170	170
101～500m ³	190	190
501～1,000m ³	200	200
1,001～3,000m ³	230	230
3,001～5,000m ³	270	270
5,001m ³ ～	300	300

3.白岡市の基本料金割合

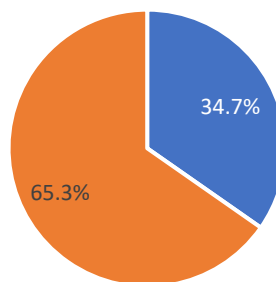
- 白岡市の料金収入の内訳は、基本料金の割合が43.1%となっている。なお、基本料金の割合が高いことは、水量の変化による料金収入への影響が小さいことを意味する。
- 白岡市の基本料金の割合は、サンプルは少ないものの、公益社団法人日本水道協会の調査結果の値に比べると高くなっている。

白岡市水道事業の料金収入の内訳（令和5年度）



参考：水道料金制度に関する調査における
料金収入の内訳（令和6年10月）

日本水道協会による水道料金算定要領に沿った算出方法による固定費の配分をしている事業体の平均値



n=80

公益社団法人日本水道協会「水道料金制度に関する調査（アンケート）結果（概要版）」2024/10/25より作成

4.白岡市の口径別基本料金

- 白岡市の口径別基本料金については、近隣団体と比べて家庭用となる口径13mmと20mmの額の差が大きくなっている。
- これは7割を占める口径13mmの料金を抑制するためであるが、同じ家庭用でも料金差が大きくなっている要因になっている。
- また、口径20mmの料金の高さは、白岡市の水道料金が高いという印象につながっている可能性がある。

小口径の基本料金の近隣団体比較

	口径	基本水量	基本料金 (税抜)	20mmと13mm の差額
白岡市	13mm	8m ³	1,090円	830円
	20mm	8m ³	1,920円	
久喜市	13mm	なし	910円	370円
	20mm	なし	1,280円	
蓮田市	一般用	10m ³	1,160円	—
宮代町	13mm	10m ³	1,330円	70円
	20mm	10m ³	1,400円	
杉戸町	13mm	5m ³	650円	50円
	20mm	5m ³	700円	

5.白岡市の超過料金（従量料金）の逓増度

- 白岡市の超過料金（従量料金）の逓増度は、近隣団体との比較では最も低く、サンプルは少ないものの、公益社団法人日本水道協会の調査結果の値と比べても低くなっている。
- 超過料金（従量料金）の区画数は10区画と近隣団体との比較では多い部類になっている。なお、日本水道協会の水道料金算定要領では、使用水量の大小により概ね3～5段階とし、都市の実情等によって増減できる、とされている。

逓増度の近隣団体等との比較

	白岡市	久喜市	蓮田市	宮代町	杉戸町	参考：水道料金制度に関する調査(n=231)
逓増度	2.20	4.67	3.45	3.31	3.85	3.89
水量区画数	10	8	10	6	8	-

※逓増度の算出方法：

- ①基本水量がある場合、最も低い基本料金を基本水量で割り、最低単価を算出
- ②超過料金（従量料金）の最高単価を①で割った値が逓増度

【例】白岡市（現行）の逓増度

口径13mm基本料金1,090円 ÷ 基本水量8m³ = 最低単価136.25円

超過料金（従量料金）の最高単価300円 ÷ 最低単価 = 逓増度2.20

6.白岡市の基本水量

- 白岡市の基本水量は、近隣団体との比較では中間に位置する。公益社団法人日本水道協会の調査結果では、10m³が52.5%、次いで8m³が26.1%となっている。
- なお、東京都水道局が令和4年度に実施した調査※では、1人世帯の1か月あたり平均使用水量は8.1m³となっている。

※資料出所：東京都水道局HP：<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/faq/qa-14>

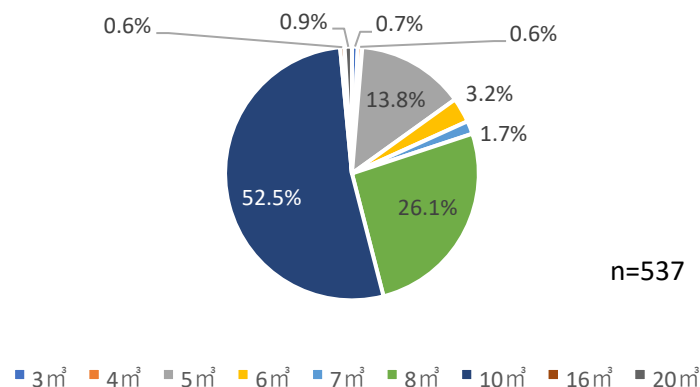
近隣団体との基本水量の比較

	白岡市	久喜市	蓮田市	宮代町	杉戸町
基本水量（m ³ /月）	8	0	10	10	5

各市町例規集等より作成

参考：水道料金制度に関する調査における

基本水量設定の割合



公益社団法人日本水道協会「水道料金制度に関する調査（アンケート）結果（概要版）」2024/10/25より作成

7.国における料金体系の方向性

・水道ビジョンでは、

「従量側に偏った、かつ逡増型の料金体系は、水需要が右肩上がりで水資源が不足していた時代には適応していましたが、水需要が減小傾向にある現状においては、需要減小以上の速さで収入減を招き、固定費部分の料金回収も出来なくなる恐れがあるなど、安定経営に資する料金体系とはいえない状況です。このため、社会環境の変化に伴い、経営の安定に向けた料金体系の見直しを検討する必要があります。」

としており、基本料金割合の増加と逡増度の低下の検討を求めている。

新水道ビジョンにおける料金制度の方向性

- 固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。
- 水需要減少傾向の現状にあって、従来からの逡増性料金体系についても、緩やかな見直しを。
- 地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応を。

8.料金体系を検討する上でのポイント

料金体系を検討する上でのポイントは以下の点と捉えている。
以降ご提示する料金体系(案)は以下の点を考慮したものとなる。

① 国の方向性との整合

→当市の現行の料金体系は、既にある程度国の方向性に即している(基本料金の割合、超過料金(従量料金)の逡増度)

- ② 口径13mmと20mmの基本料金差を縮小するか、あるいは口径13mmの利用者への配慮を堅持するか。
- ③ 平均改定率に比べて、極端に料金が増加する利用者層が生じないか。
- ④ 一般家庭向けの改定率を抑制するか。(ただし、その分は大口向負担が増す)

9.料金体系案(A案)

■一律改定案

- 現行の料金体系に平均改定率を乗じた案。
- すべての利用者がこれまで通りの使用量であれば、平均改定率分の負担額の増加となる。

料金体系案（A案：一律改定案、税抜）

基本料金

口径 (mm)	現行 基本料金 (円) (1月につ き)	A案 同左	改定率	増額
13	1,090	1,248	14.5%	158
20	1,920	2,198	14.5%	278
25	2,530	2,897	14.5%	367
30	3,850	4,408	14.5%	558
40	6,970	7,981	14.5%	1,011
50	12,430	14,232	14.5%	1,802
75	33,900	38,816	14.5%	4,916
100	59,050	67,612	14.5%	8,562

超過料金（従量料金）

水量区画	現行 口径13・ 20mm (円/㎡)	A案 同左	改定率	増額	現行 口径25mm 以上 (円/㎡)	A案 同左	改定率	増額
～8㎡	0	0	—	0	140	160	—	20
9～20㎡	120	137	14.2%	17	140	160	14.3%	20
21～35㎡	140	160	14.3%	20	140	160	14.3%	20
36～50㎡	160	183	14.4%	23	160	183	14.4%	23
51～100㎡	170	195	14.7%	25	170	195	14.7%	25
101～500㎡	190	218	14.7%	28	190	218	14.7%	28
501～1,000㎡	200	229	14.5%	29	200	229	14.5%	29
1,001～3,000㎡	230	263	14.3%	33	230	263	14.3%	33
3,001～5,000㎡	270	309	14.4%	39	270	309	14.4%	39
5,001㎡～	300	344	14.7%	44	300	344	14.7%	44

※ 1円単位で端数調整しているため、平均改定率とは差が生じている。

総額ベースの料金収入が極力平均改定率に近似するように端数調整をしている。

10.料金体系案(B案)

■口径13mmと20mmの格差縮小案

- 口径13mmと20mmの基本料金増加額を同額(196円)にする案。
- 基本料金の改定率は、口径13mm は18.0%、口径20mmは10.2%となる。

料金体系案 (B案：口径13mmと20mmの格差縮小案、税抜)

基本料金

口径 (mm)	現行 基本料金 (円) (1月につき)	B案 同左	改定率	増額
13	1,090	1,286	18.0%	196
20	1,920	2,116	10.2%	196
25	2,530	2,897	14.5%	367
30	3,850	4,408	14.5%	558
40	6,970	7,981	14.5%	1,011
50	12,430	14,232	14.5%	1,802
75	33,900	38,816	14.5%	4,916
100	59,050	67,612	14.5%	8,562

超過料金 (従量料金) ※A案と共通の一律改定

水量区画	現行 口径13・ 20mm (円/㎡)	共通案 同左	改定率	増額	現行 口径25mm 以上 (円/㎡)	共通案 同左	改定率	増額
～8㎡	0	0	—	0	140	160	—	20
9～20㎡	120	137	14.2%	17	140	160	14.3%	20
21～35㎡	140	160	14.3%	20	140	160	14.3%	20
36～50㎡	160	183	14.4%	23	160	183	14.4%	23
51～100㎡	170	195	14.7%	25	170	195	14.7%	25
101～500㎡	190	218	14.7%	28	190	218	14.7%	28
501～1,000㎡	200	229	14.5%	29	200	229	14.5%	29
1,001～3,000㎡	230	263	14.3%	33	230	263	14.3%	33
3,001～5,000㎡	270	309	14.4%	39	270	309	14.4%	39
5,001㎡～	300	344	14.7%	44	300	344	14.7%	44

※ 1円単位で端数調整しているため、平均改定率とは差が生じている。

総額ベースの料金収入が極力平均改定率に近似するように端数調整をしている。

11.料金体系案(C案)

■小口径の利用者の負担増の抑制案

- 口径13mmと20mmの基本料金の改定率を14.0%に抑制する案。
- 99%を占める口径13mm及び20mmの改定幅を0.5ポイント抑制するためには、口径25mm以上の改定率は29.0%の改定が必要となる。

料金体系案（c案：小口径の利用者の負担増の抑制案、税抜）

基本料金

口径 (mm)	現行 基本料金 (円) (1月につ き)	C案 同左	改定率	増額
13	1,090	1,243	14.0%	153
20	1,920	2,189	14.0%	269
25	2,530	3,264	29.0%	734
30	3,850	4,967	29.0%	1,117
40	6,970	8,991	29.0%	2,021
50	12,430	16,035	29.0%	3,605
75	33,900	43,731	29.0%	9,831
100	59,050	76,175	29.0%	17,125

超過料金（従量料金）※A案と共通の一律改定

水量区画	現行 口径13・ 20mm (円/㎡)	共通案 同左	改定率	増額	現行 口径25mm 以上 (円/㎡)	共通案 同左	改定率	増額
～8㎡	0	0	—	0	140	160	—	20
9～20㎡	120	137	14.2%	17	140	160	14.3%	20
21～35㎡	140	160	14.3%	20	140	160	14.3%	20
36～50㎡	160	183	14.4%	23	160	183	14.4%	23
51～100㎡	170	195	14.7%	25	170	195	14.7%	25
101～500㎡	190	218	14.7%	28	190	218	14.7%	28
501～1,000㎡	200	229	14.5%	29	200	229	14.5%	29
1,001～3,000㎡	230	263	14.3%	33	230	263	14.3%	33
3,001～5,000㎡	270	309	14.4%	39	270	309	14.4%	39
5,001㎡～	300	344	14.7%	44	300	344	14.7%	44

※1円単位で端数調整しているため、平均改定率とは差が生じている。

総額ベースの料金収入が極力平均改定率に近似するように端数調整をしている。

12.料金体系の改定案のまとめ

- A案は、全使用者が均等に14.5%の値上げを負担する案。改定率と使用者の値上げ率が一致するため分かりやすい。
- B案は、口径13mmと20mmの料金差を縮小する案。口径13mmと20mmの値上げ額は同額。
- C案は、一般家庭負担の軽減案だが、使用者数の違いから、大口径の負担が大きくなっている。
- なお、推計値となるが、口径13mmの利用者は、いずれの案でも給水原価を下回る料金となる見込みである。

基本料金（1か月当たり料金、税抜）の改定案のまとめ

口径 (mm)	現行	A案（一律14.5%）			B案（13mmと20mmの格差縮小）			C案（小口径負担抑制）		
		改定後	改定率	増額	改定後	改定率	増額	改定後	改定率	増額
13	1,090	1,248	14.5%	158	1,286	18.0%	196	1,243	14.0%	153
20	1,920	2,198	14.5%	278	2,116	10.2%	196	2,189	14.0%	269
25	2,530	2,897	14.5%	367	2,897	14.5%	367	3,264	29.0%	734
30	3,850	4,408	14.5%	558	4,408	14.5%	558	4,967	29.0%	1,117
40	6,970	7,981	14.5%	1,011	7,981	14.5%	1,011	8,991	29.0%	2,021
50	12,430	14,232	14.5%	1,802	14,232	14.5%	1,802	16,035	29.0%	3,605
75	33,900	38,816	14.5%	4,916	38,816	14.5%	4,916	43,731	29.0%	9,831
100	59,050	67,612	14.5%	8,562	67,612	14.5%	8,562	76,175	29.0%	17,125

13.口径13mm及び20mmの主な使用水量の料金

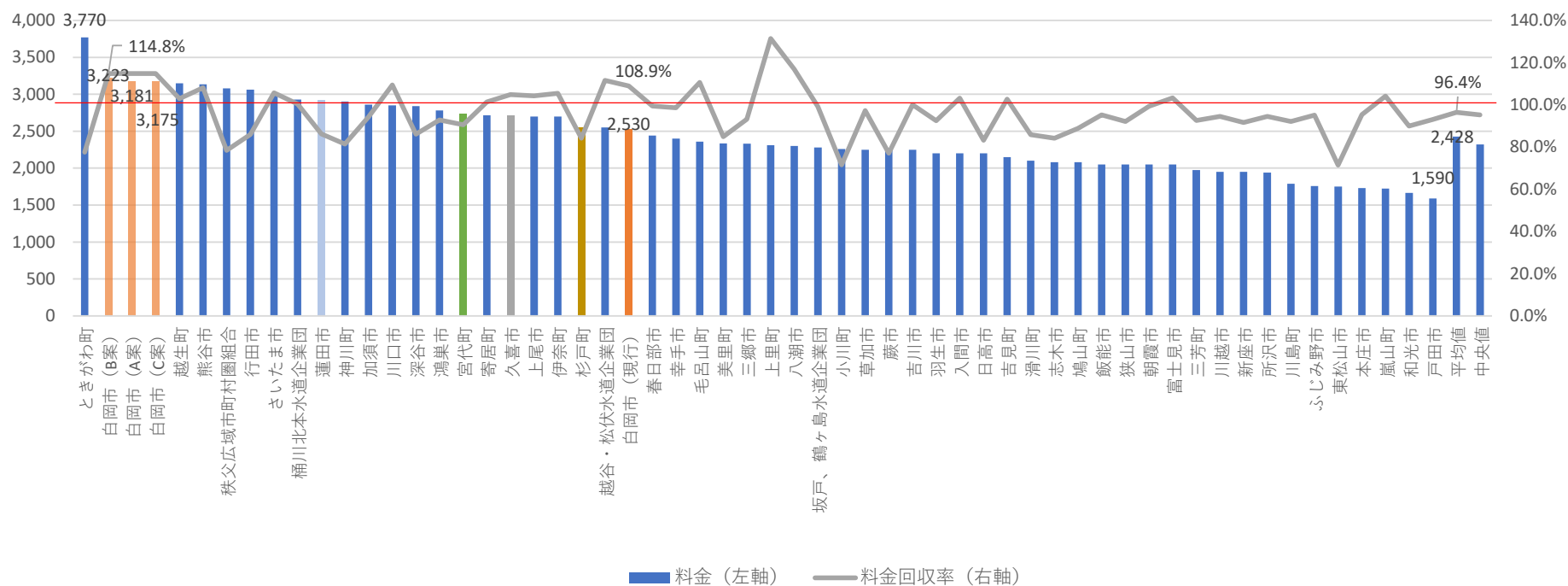
口径13mm及び20mmの主な使用水量の1か月あたり料金(税抜、単位:円)

	使用 水量	現行	1か月あたり料金			現行からの増額幅			現行からの増額率		
			A案	B案	C案	A案	B案	C案	A案	B案	C案
口径 13mm	8m ³ 以下	1,090	1,248	1,286	1,243	158	196	153	14.5%	18.0%	14.0%
	10m ³	1,330	1,522	1,560	1,517	192	230	187	14.4%	17.3%	14.1%
	15m ³	1,930	2,207	2,245	2,202	277	315	272	14.4%	16.3%	14.1%
	20m ³	2,530	2,892	2,930	2,887	362	400	357	14.3%	15.8%	14.1%
口径 20mm	8m ³ 以下	1,920	2,198	2,116	2,189	278	196	269	14.5%	10.2%	14.0%
	10m ³	2,160	2,472	2,390	2,463	312	230	303	14.4%	10.6%	14.0%
	15m ³	2,760	3,157	3,075	3,148	397	315	388	14.4%	11.4%	14.1%
	20m ³	3,360	3,842	3,760	3,833	482	400	473	14.3%	11.9%	14.1%

14.県内の小口径・小水量の料金比較(R5年度)

- 口径13mm・使用水量20m³の場合、A～C案いずれも県内55団体中、ときがわ町に次ぐ水準となる(現行21番目)。

口径13mm・使用水量20m³の水道料金と当該団体の料金回収率(税込、R5年度)



14.県内の小口径・小水量の料金比較(R5年度)

- 口径20mm・使用水量20m³の場合、A～C案いずれも県内55団体中、寄居町、ときがわ町に次ぐ水準となる(現行6番目)。

口径20mm・使用水量20m³の水道料金と当該団体の料金回収率(税込、R5年度)

